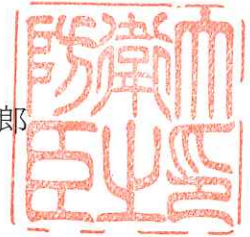


防地地（防）第176号
令和2年4月22日

鹿児島県西之表市長
八板 俊輔 殿

防衛大臣 河野 太郎



馬毛島に関する再質問について（回答）

西企第7号（令和2年4月10日）により照会された標記について、別紙の
とおり回答します。

添付書類：別紙

【再質問1】

森林法関係の質問については、国による土地の買収行為や、前地権者に係る法的責務(違法行為関連)の国(防衛省)への継承について問題としているわけではない。前地権者の行為に対する行政手続き、法的措置は完結すべきである。「国が取得した土地にある森林」ではなく、国が取得した土地で失われた森林については、森林法上の疑義が未解決であり、行政として法益を守るための措置を講じる責務がある。違法開発があったとすれば行為者に原状回復義務があると思料するがいかがか。

1. 馬毛島における施設整備に当たっては、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うため、環境影響評価を実施するなど、関係法令等に基づき、適切に対応してまいります。
2. なお、森林法に関するお尋ねについては、前回の回答のとおりで繰り返しになりますが、あえて申し上げますと、以下のとおりです。
 - (1) 防衛省において把握している限りでは、前地権者による開発行為に対して、森林法に違反していることを理由として何らかの処分が行われたとは承知していません。
 - (2) また、公害等調整委員会の裁定書についても、前地権者による開発行為の違法性そのものを判断しているものとは承知していません。
 - (3) したがって、今回の土地の取得によって、防衛省が、前地権者による違法な開発行為を容認しているといった御指摘には当たらないものと考えています。
 - (4) その上で付言すれば、国が取得した土地にある森林は、林地開発許可制度等の対象外となり、原状回復義務が生じることはないと思料しています。

【再質問2】

貴省の回答で「西之表市等の関係機関が、前地権者が行った開発行為に関して、何らかの対応をとる場合には、土地の現所有者としての立場から協力してまいる考え」とあるが、国(防衛省)は、現所有者として、本市の現地調査に協力するというところでよろしいか。

1. 前回の回答にて言及したとおり、前地権者が行った開発行為に関して、西之表市等の関係機関が何らかの対応をとる場合には、その内容を精査した上で、防衛省としての協力の内容を決めていく考えです。
2. まずは、前地権者への対応状況や検討される現地調査の内容等について、事務的に御説明を伺うことから始めることになると考えます。

【再質問3】

土地の取得額の積算根拠等について、本市に説明をする「適切な段階」とはいつを想定しているのか。

1. 馬毛島の土地の取得に向けた手続の進捗状況を踏まえ、「適切な段階」の判断をしたいと考えていますが、現時点では、その判断に至っていません。

【再質問4】

質問書に列記した貴重な自然、歴史・文化的遺産(ソテツ自生群[西之表市指定記念物]、椎ノ木遺跡、葉山王籠遺跡、トーチカ、標的、津波石、漁労小屋群、集落址[サンゴの石組み]、マゲシカなど)について、個別に、その保護・継承に関し具体的な対応や考えを問う。

1. お尋ねの「具体的な対応や考え」については、基本的な施設配置案の検討に係る調査とともに、動植物の生息・生育状況等の環境調査をはじめとした環境影響評価手続において、事業の実施が周辺環境に及ぼす影響の予測を行った上で、検討していくこととしております。
2. お尋ねにお答えするためにも、貴市からの諸般の御協力をお願いいたします。

【再質問5】

「影響を受ける関係地方公共団体」とあるが、どこの住民の理解を得たらよいと考えているのか。例えば、県が理解を示したら西之表市の理解なしでも理解を得たとするのか、周辺自治体が理解を示したら西之表市の理解なしでも理解を得たとするのか、西之表市が理解を示したら県、あるいは周辺自治体の理解なしでも理解を得たとするのか。また、「理解」について、何を以て判断基準とするかを問う。

1. 馬毛島における施設整備に当たっては、影響を受ける関係地方公共団体に対して丁寧に説明を行ってまいります。地元の御理解について何らかの「判断基準」を示すことは困難ですが、いずれにせよ、一つ一つの御説明を積み重ねながら、地元の御理解と御協力を得られるよう努力してまいります。